

第十三回国会 農林委員会 議録 第三十五号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長代理 理事遠藤 三郎君

理事河野 謙三君 理事小林 運美君

理事井上 良二君

字野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 坂田 英一君

坂本 實君 千賀 康治君

田中 彰治君 幡谷仙次郎君

原田 雪松君 石井 繁九君

竹村奈良一君 足鹿 寛君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農務局長)

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

本日の会議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

○農林委員長代理 これより農林委員会を開会いたします。

委員長がさしつかえがありますので、かわつて私が委員長の職務を行います。

農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括して議題といたします。前会に引続き質疑を行います。足鹿君。

○足鹿委員 昨日触れなかつた点につきまして、引續いてお尋ねをいたしました。共済組合の組織体系な

りその運営の問題についてであります。先私がお願いをいたしました資料を拜見いたしますと、私が指摘しました通り、町村の単位共済組合の運営は、事実上単位農業協同組合が名実ともに運営に當つておることが、この古い二十五年十一月末の調査によつても明らかであります。たとへば事務所が農協と同一なものについて見ましても、八三%の多きに達しております。組合長の職務しておるものが六六%に達しております。あるいは職員と兼務につきましても、協同組合の職員との兼務が圧倒的に多いというふうな実態はなつておるのであります。これについて私は、先日も意見にわたる点がありましたが、この兼務をしておる協同組合長の場合を申し上げますと、共済組合長になりたくなつたものではありません。ただ協同組合に職を奉じておる者としては、農民のお世話をする立場上、あまりいい役目ではないけれども共済組合のお世話をして行くというこ

とになつておるのであつて、いわゆる協同組合の仕事をするのであれば、当然共済組合の仕事をするのはあたりまえだという農民の要請によつて、これはなつておる人々がほとんど全部と言つて

よろしいと思うのであります。従つて私は、現在農なり、国の場合には、共済組合連合会とか、あるいは全国協議会というふうな専門的な一つの機関の生れることは、現段階においてはやむを得ないと思ひますが、末端におきましては、共済組合を別個につくるというよりも、むしろ協同組合にこれを受入れるというように若干組合法の改正をいたしまして、事実上現在においても一体化しておるものであるから、当然法規の上においても、名実ともに協同組合がこの箇に當つて行くようにかえて行くことによつて、あるいは人件費の面において、あるいは現在の協同組合に對するところの国のいろいろな優遇の強化の面におきまして、相当農村の実態に即した運営ができるのではないかと、私はかように考えておる次第でございます。この点について当局は、組織体系と運営の問題についてはどのようにお考えになつておりますか。まずこの点からお伺いをいたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 協同組合と共済組合の關係について、お話のようなことも十分考へられる節があると思ひます。ただこれは建前の問題でございますが、補償制度が現在のような建前になつております關係上、自主自由な協同組合組織というものとそこで若干制度上ちぐはな点があるのであります。従ひまして、共済事業そのものを協同組合が営めるといふことにいたしますならば、協同組合が今の制度から相当

制度として改革を受けなければならぬのじやないかといふことが考えられます。しかし制度として一元化をしなくとも、実態問題として現実に事務所なり役員の方なりが一緒であるという実態も無視することができませんので、そういうふうなところにおいて、たとえば協同組合が共済事業をや

り得るといつたようなことを考えたかどうかといふことになると思ひますが、その場合におきましても協同組合の建前が——これは建前の問題であります。建前が非常に自由で、設立も加入退会も自由であるといふことと、相当長期の共済事業をやつて行くといふことの間に、やはり割切れないものがあはれないかといふことで、今のところ別に相なつておるのであります。もちろん將來団体制度について再検討をするというふうなことがありますが、これはおのずからまた話が若干異なつて来ると思ひますけれども、さしあたりのところは、組織としては別に扱ふことが適當ではないかといふふうにお考えになるのであります。

○足鹿委員 実質が一体であるから運営上においてそう不自由はないのじやないかといふ御答弁であります。私はそうではないと思ひます。実質は一体でありましても、やはり組合が別個であるという立場になつておれば、勢いそれに関連する役員も、必ずしも協同組合なりその他と一体化して行くわけにはならない。やはり建前が別個である

といふことになりますと、一応は門戸を張つた形になりますので、それに付随するいろいろな経費も必要になつて来るし、またそれらの手続の上においても、所要の手続をいろいろなことをやる場合にやつて行かなければならなりません。従つて協同組合としては、そういう実情でお引受けをしておるけれども、農村を私ども歩いてみますと、非常に迷惑がつておる。といつてこれをやめるわけにも行かない。先日申しましたように、未拂いの掛金も農民自身の拂うものがだん／＼減つて来るから、勢い協同組合で立てかえて行く。それは決算の場合に必ず借入金に出て参りまして、一体これは何だといふことになると、これは共済組合の掛金の立てかえ拂いであるといふことになる。しば／＼これが問題になつて来ておる。そうした場合にこれが同じ組織の中の、当然組合の事業としてこれが取上げられた場合には、そういう組合員から非難を受けたり、あるいは總會を切り抜けて行く場合に困難を生じたりすることはあり得ないのであります。そこに組織が別になつておれば無用の問題が起きて来、ひいては共済事業そのものに悪影響を及ぼすのではないかと憂へるのであります。昔私もこの仕事をやつておつた際にも——元は農会がこの仕事をやつておつたことは御承知の通りであります。それから何ら支障がなかつた。でありますから、現在の協同組合が強制加盟でないといふことを言われますけれど

上層機関の場合であつて、末端の場合はさうなことはないと思ひます。協同組合には現実に技術員がおります、損害賠償等については、具体的に共済組合の仕事を担当してやつておるのでありますから、そういった点においては、協同組合以外の何と申しますか、昔の農会的なものに末端における共済事業をそういうものにやらせて行くというところについて、私は非常に疑義を持つておるのであります。そういつた点とも関連をして、当局はどういうふうにお考えになつておりますか、この点もあわせてお尋ねを申し上げますのであります。

○小倉政府委員　まず任意共済についてでございますが、この点につきましては、活動分野についてある線を引くというところが一つの案として考えられると思うのであります。御承知のように、協同組合は共済事業をやり得るということになつておりますけれども、共済事業そのものについての事業法的な制度が全然ございません。そういうような点がございまして、やる場合には非常に慎重を要すること、事業分野についても、何でもかんでもやるということよりは、さしあたり組合の建物共済に重点を置くといったようなことが一つの方法ではないかと思ひます。ましては、共済事業の事業法的なものは、災害補償法で一元的にやる、やり得る団体ということになりますと、先ほどの末端の団体論とも重なりまして、これはある程度任意共済といつたようなものにつましましては、自由でもいいではないかと考えておるのであります。この点ももちろん私見に属する

ことでございます。お話のように小委員会におかれまして十分御検討された結果が出ますならば、それを尊重して行政上に反映してもらいたい、かように考えておるのであります。

なお第二点の団体の問題でございますが、最近団体の再編成といひますか、再検討といつたようなことがいろいろ各方面で出されておることは承知をいたしております。しかしこれは農林省といひまして、必ずしも結論を得ておるわけではございません。若干の団体におきましてさうな点が議論されておりますので、私もよく事務的に、末端の団体の活動の状況とか、あるいは団体制度の調査といつたようなことをいたしておりまして、将来の事態に備えて準備をしておるという段階でございまして、農事会といつたような構想に対して、とかやか言ひ得るほどの資料も方針も持ち合しておらないのでございます。

○足鹿委員　最後にお尋ね申し上げて質問を打ち切りたいと思つたのであります。先刻もちよつと触れましたが、共済組合の未設立の町村及びその理由が、この間要求した資料をいただきましたが、その際に要求しました掛金の未納額に対する資料がまだいただけていません。その点をお調べになつておられますか、口頭でもけっこうでありますから、ひとつお聞かせいただきたいと思います。これが保険金と相殺されておるような場合が相当あるので、末端ではいろいろ問題があるのであります。協同組合が未納金を、農民にかつて相当立てかえて支拂つておるという事実も私耳にしておりますが、そういう事実未納額の問題をひとつ御答弁いただきたい。

それから農業共済組合の設立を見ない町村とその理由についてみますと、いろいろの理由が掲げてありますが、共済の対象になる農業がきわめて少ない。漁村であるとかいうような場合はやむを得ないと思ひますが、村の幹部に設立の意欲がないためにできていないというものが若干あるように見受けられます。そうしますと、これは強制加入でありますけれども、つくつてもつくらぬでもないという事実になるのであります。災害のないほとんど掛けつたばなしのような所は、別に加入しなくても罰則もなければ、どんなに脱退することも自由になると思つたのです。強制加入といふ点で相当締めつけておきながら、一方においては、村の幹部に設立意欲がないからできておらない。できておつてもほとんど閉店休業の状態であるといふようなことがあり得る。とするならば、私も現行共済組合に対して疑念なきを得ないのであります。が、一体どういふものについてはどういふふうな処置をされますか。またやつておつても長いこと保険金ももらわれないし、掛金も掛けつばなしだし、あるいは不時もどしの金もほんの霧雨のやうなもので、農家経済に大して裨益するところがないといふやうなことから、やめたいといふ希望の村が、特に私どもの地方には多いのであります。私どもは、そういうものではなからうので、極力共済組合の精神を説いて、今日までいろいろ農民の人々に理解してもらつてやつて参つたのであります。未設立の理由及びその町村名を承つて私は驚きました。こういう事情でありますれば、私も考慮

方をかえて——ほんとうに四年間というものは一文も保険金をもらわれない。一軒の農家で四千元、五千元の負担金を拂つて、びた一文の拂いもしないようなことであるならば、農民の言ひ分は私はもつともだらうと思つたのであります。四、五千元といへば、都会の人にすればは大したことではありませんが、農家にとつては大金であります。農民自身にとつてみれば、安い米が値で、今日特に肥料がどん／＼値が上りますし、どうも保険の掛金が目につくのであります。従つてもうやめたいという声は切実な声です。こういうふうな、つくつてもつくらぬでもないといふことになりまますならば、私もこの運営の合理化について何ら期待できないし、自信を失わざるを得ないのであります。これでは農民の言うことももつともだといふ気持ちにならざるを得ないのであります。その点この未設立の町村に対しては、どういふふうな対策をお講じになつておりますか。また今後農民がこの共済事業に熱意を失つて解散する、また事実上掛金を拂わない町村が、たくさん出て来ると思ひます。こういうものに対しては、一体どういふふうな御指導になりますか。この点をお伺ひしたいと思ひます。

○小倉政府委員　最初の未収金の問題であります。これは実は末端の共済組合関係についての資料が農林省にはまとまつて入つて参りませんので、正確な数字は集計しにくいのであります。ただ今までの掛金の徴収のぐあいが、さういふこと、大体こういふことが言へると思つております。たとえば水稲で申しますと、田植のときに引受けをいたしまして、そのときに掛金を拂

うということが建前になつておるのであります。農家経済の事情から参りまして、実は簡単にそうは参りません。どうしても米のできる時期といふやうなことに相なるのであります。そこで秋になりますと大体のところが共済掛金が入つて参る。十二月ごろになりまますと大部分入つて、ほとんどそこで徴収が終るというところに相なるのであります。けれども、御指摘のやうに年度を過ぎてもなお残つておるというふうな事情が実はあつたのであります。しかし少くとも出来秋の販売した代金からは納めていただくやうに、十分指導、督促を今後いたしたいと考えておるのであります。

次に組合の未設立のことについてでございます。これは今お話のやうにいろいろ原因がございまして、全国一万の所の事情で今日までなお二十三余りの所が組合が設立されていないといふことは、はなはだ遺憾のことだと存じております。これはもちろん制度的に申しますと、最後には設立の命令をするといふやうなこともあり得る。でございますけれども、設立を命令するといふやうな手段よりも、災害補償制度といふやうなことを地方の方々に納得していただく、いわば指導によつて設立をしていただくという方針で今日参つておるのであります。その結果現在二十三町村に相なつております。これは過去を調べれば、未設立の町村はもつと多かつたのでございまして、さうな指導のもとに、今日では二十三町村になつておるのでござい

ます。ここにありますが、村の幹部に設立の意欲が欠くといふやうな原因

のために組合ができないということ
は、それは必ずしも十分な理由ではな
いということも私もよく承知いたし
ております。今後ともこういう未設立
の町村がないように、十分指導を続け
て行きたいというふうに考えておるの
であります。被害の少ない地方だからと
いつて、必ずしも組合ができていない
わけではございませんが、原因の中に
はさようなものも一、二あるようでご
ざいますけれども、こういう場所につ
いては、災害補償制度自体の改善によ
つて解消して行くということもできる
のであります。

最後にお話のありました掛金につい
ても、掛金の負担が過重であるという
ことは、これは制度全体についても御
意見があり得るかと思うのであります
が、それよりも個々の組合に当っては
みてみれば、どうも個々の組合の掛
金が被害実態に合っていないというよ
うなことがむしろ大きな原因ではない
かと思ひますので、地方的にそういう
問題は、被害統計が整備いたして参り
ますとともに、たとえば今度の水稲の
掛金の料率の改訂にあたりまして、
地方の危険階級の区分、従つて掛金率
の違い方というふうなことに ついて
も、十分各町村の実情に合うように直
して行くということを、今度の掛金の
改訂の重要な方針としておるのであり
ます。なお今後ともこういう点に努力
を重ねて参りますならば、さような点
はだんだんと解消して参るというふう
に考えております。

○連署委員長代理 井上君。
○井上(良)委員 多少重複する点があ
るかもしれませんが、二、三伺つてお
きたいのは、一つは特例法による農家

単位とした場合の損害評価の問題です
が、この場合でも、現行の一筆対象の
場合でも、損害評価の上には、現行の
損害評価のやり方をひとつも改めずに
おやりになることにはせんかと思ひ
ますが、その点どうですか。現行の
一筆の場合の損害評価の制度を、農家
単位に改めました場合においても、や
はりそのまま使つて行くということに
なると思ひますが、何かそこに別に新
しい損害評価の対策をお考えになつて
いますか。

○小倉政府委員 損害評価の仕方その
ものは、これは農家単位にすることに
よつて、今度の实践によつて、当然か
わつて来るというふうには考えており
ません。大体今まで通りに行くと思ひ
ておりますが、これはいろいろお話が
ございましたように、損害評価自体の
やり方については、今後とも農家単位
のいかにいかかわらず改善して参らな
ければならぬ問題だというふうになつて
おります。

○井上(良)委員 問題は、さきに足籠
君からもお話がありましたように、一
つは無被害地の農家の経営を一体どう
合理化するかという問題と、年々災害
を受ける地帯に対してはどうするか
という問題、一つは制度の運営を合理化
して行くための損害評価を、一体どう
適正にやるかという問題が解決されな
ければならぬと考えるのです。そのか
ら人々の損害評価に対して、政府では
少しも改正する対策を考えてないとい
うところにわれ／＼の納得の行かない
点があるのです。ただ一部改正におき
まして、多少監督を強化するといいま
すか、その程度でお茶を濁して、かん
じんの損害評価に対して新しい対策な

り方策を全然考えられていないとい
うところに問題が残つておると思ひま
す。そこで現在の情勢下において共済
保険を続けて行くこととします場合は、
どうしても損害評価に対する基本的な
明確な線を出しておくことが、絶対
に必要になつて来はせぬか、そういう
点で、たとへて言ひますと、生命保険
やあるいはまた火災保険等は保険者の
責任において事故の原因を調べており
ますけれども、共済保険においては、
被保険者が損害の実態を調べておる
というまづ反対の立場に置かれてお
る。だからこの際損害評価を国の責任
の範囲においてやる。そういう立場を
明らかにされる必要がありはせんか、
私はそういうふうになつておるのです。
そういう点から、ここに国が独立した一
つの損害評価の機関を設ける。たとへ
ば現在の農林統計の末端の機関をもつ
と拡充する。現在郡単位までの調査機
関が整備されておりますけれども、こ
れを町村単位までおろしてしまふ。そ
うしました場合一体どのくらい経費が
かかるか。単に共済保険の被害に対す
る損害評価のみならず、他のいろいろ
な農作物の調査を担当して、その一
環としてこの損害評価もやつてもら
うということにいたしました場合に、一
体どのくらいの経費がかかるかという
ことも、大よそ見当をつけてみる必要
がありはせんかと思ひますが、そうい
うことについて、農政局として検討を
されたことがありますか。それを伺ひ
たい。

○小倉政府委員 損害評価のやり方に
ついてでございますが、これは御承知
の通り現在の建前では、いわば組合な
り連合会なりない国の特別会計が保

険者であるというふうな考えていい
と思ひますが、さような意味から組合な
いし連合会が損害評価をやつておるの
であります。それを国といつたような
いわば第三者が評価するというふうな
改めた方がより公正に合理的に行く
ではないかというお話でございます。
その点にももちろんそういう御意見
も十分あり得ることと存じます。ただ
費用の点ではもちろん国がやつており
ますし、連合会の保険事業につきま
して、共済保険料を国が相当部分負担
しておるというところに相なつておりま
すけれども、国自体が共済事業を営
んでおるわけではございませんので、
その点から国が損害評価を全面的に引
受けるということはいかがかと思われ
る節もあるものであります。もつとも
調べる損害評価、被害調査と、団体
関係が調べる損害評価とを比べまし
て、そうして団体側、あるいは農家側
の損害評価の仕方が公正であるかど
うかという審査に使うことは十分でき
るのであります。現在も、さような意
味では相協力して損害評価をやつてお
るというところでもできると思ひのであ
ります。

さらにそれを一歩進めましてたとへ
ば作物報告関係の仕事の一環として被
害調査をやつて、それを損害評価自体に
使うというところになる場合には、一
体的にそれをどうするかということ
について、非常にむずかしい問題が生
じて来ると思ひます。たとへ
て申しますれば、現在は一筆調査であ
りますが、一筆単位の損害額がわから
なければ、農家として、組合としては
納得しない。ちやうど供出の割当につ
きまして、上から来る割当と村の見込

みとが相当違つて、そこにいろいろ複
雑な問題が惹起するといふふうな事態
が、今度もし被害調査といふものをま
つた国がやるというふうになります
と、おのずからそういう問題が派生し
て参る。そこを円滑に処理するために
はどうするかということが、くふうを
要する点だと思ひます。また
国がやる場合にも、被害調査を県単位
にやるか、郡単位にやるか、あるいは
町村単位にやるか、あるいは末端の農
家の個々の筆についてやるかというこ
とによりまして、どの程度の規模の
事業になるかというところは相当違つ
て参るのであります。そこで保険との関
係において、一体どういうふうな被害
調査をやつて行くかという点につ
いて、ただいま統計調査部の協力を願
つて、多少検討を進めておる次第であ
りますが、それが一体どういう程度で
いうふうものであるかという大体的見
当がつかまないと、また従つて人員の関
係なり、予算の関係も見当がつかない
というところになりますので、ただいま
いうことを申し上げる段階ではないの
でありますけれども、供出の割当で町
村別の收穫高統計をつくるということ
だけでも、一時二万人内外の人員を必
要としておつたといふふうなことを考
えますと、非常にラフな計算では一応
の見当がつくのではないかと思ひま
す。しかしそれは被害調査のやり方、
ことにどの程度の規模においてやるか
という点によつて、非常に違つて参
りますので、その方法を検討した上で
ないと明確な御答弁はできないように
考えます。

○井上(良)委員 もう一つ、今は大体

これは三割、これは四割、これは五割というような、被害程度別の共済保険金の支拂い方式がとられております。しかし実際は、収量を押えてみませんとどのくらい被害があつたかというとは確実ではございません。ここにやはり大きなミスが介在し得る原因が横たわつておりはせぬかと私は考える。そういう点についてはどうお考えですか。

○小倉政府委員 もろろんこれは現在の一筆単位でありまして、被害を出すには、実収量がどの程度であるか、それを基準収量と比較しまして率を出すということに相なるのであります。が、やはり現実の減収量、被害量が問題であるのであります。ただいきなりその被害の程度が出るわけではございません。しかしながらおつしやる意味はおそらくこういふことだろうと思ふのであります。個々の筆につきまして基準収量というものができておりますので、この基準収量とことしの出来高を比べて、たとえば二石と基準収量を比べておきますならば、一石八斗ならば一割減収ということ、一割だからこれは共済の対象にならないということでありまして、その点は今おつしやるべきこと、そのまゝ行かれておるといふふうに考へてよろしいのであります。もと／＼共済金額に問題がございます。たとえば反三三三といふことが村一律にきまるわけでございますので、その点から共済金額に被害率をかけて参りますので、直接には被害率が問題になる。そこで十分に補償されないといふことに相なります。その点が不都合ではないかといふことではないかと思ふのであります。が、そ

の点を是正するには、共済金額を村の内部においてもかえて行く、収量の非常に高い部落では共済金額を上げる、収量の非常に低い部落では共済金額を下げるといふたような方法も一つの方法でございます。さらには農家単位といふたようなことをやつてみました結果、それがよければ、いろ／＼の條件を考えた上でやる。そういたしますれば減収率がそのまま共済金として拂われるといふことになりまして、その点は一層明確になるのではないかと、いふふうに思ふ次第であります。

○井上(良)委員 その次に共済組合の検査の問題ですが、今度の法案によると、従来組合側から要求があつた場合検査をしておつたのを、今度はこちらの方から臨時的に検査をするように改める、こういうことに改正をいたしてあります。これによつて一体どの程度検査ができる見込みでございますか、その点を一応伺つておきたい。

○小倉政府委員 検査につきましては、従来府県にほゞ二名程度の人がおるのが建前になつておりました関係上、なか／＼手がまわりません。従つて厳密な検査はなか／＼至難でございます。ただ一応帳簿を当るとか、あるいは地方事務所あたりで帳簿を持つて来てもらつて、そこでいけば集合的な検査をするといふような方法でやつて参つたのであります。今回は地方の職員が若干増員に相なりましたので、検査の程度、いかなる検査かといふことによつて非常に違つて参りますが、大体各組合とも二年に一度くらいは一応の検査はしたい、かように考へておるのであります。

○井上(良)委員 もう一ぺん元にもどりますが、特例法のことでございまして、これを一筆単位から農家単位に改めて一応見本的にやつてみる。これは一筆単位といふのが何か非常に共済保険制度の上に欠陥が出て来た、保険制度を実施した結果、保険制度としては農家単位の方がいいといふことから、こういうふうな切りかへることになつたのですか。つまり一筆制を改めるといふ根拠ですね。ここに何かこれをやることに大きな不合理があつて、共済保険制度としては、こういうものはよくないといふことから出発をしておりますか、その点を伺いたい。

○小倉政府委員 これは非常にいろいろいたことになっております。と申しますのは、一筆単位を現実にやつた場合に、判断する確かな資料がありませんので、非常に恐縮でございます。が、現行の一筆単位と農家単位を比べてみれば、農家単位の方がより合理的ではないかといふふうに考へられる点が、一、二あるのであります。その一つは、共済金の支拂いを合理的にするといふことであります。一筆単位は、農家のほかの筆の方で豊作であり、平年作でありまして、たま／＼一筆が三割以上であるといふときには、共済金ももらえる。ところが農家の全筆が二割の減収であるといふような場合には、一筆が三割以上の場合よりも、農家に與える影響は非常に大きいかもかわらず、現行の制度の場合には、実際に共済金をもらえないのであります。従つて当然補償されなければならぬときに補償されず、補償されなくてもいいときに補償されるといふ制度を直すには、農家単位がいいのではないかといふことが考へられるのであります。

第二点は、共済掛金をより合理的ならしめるということでありまして、一筆単位でやります結果、共済金をもらへる農家の数は非常に多いのでありますけれども、實際上考へてみると、わずかな金をもらうといふことで、その点が不合理な上に加へまして、最近のようになん／＼に被害が多いと、だんだんに掛金率が多くなるのじやないか、掛金が多いといふことで、農家経済に非常に圧迫を加へるといふことは、いろ／＼御議論のある通りでございます。それでは掛金を下げるかといふ場合に、一つは国庫負担といふこともございしますが、現在以上に国庫負担を増すことも、財政上の実情を、災害補償といふた趣旨から見てもなか／＼困難ではないか、こうすれば、今の共済金の支拂い関係と相並びまして、それに応じて掛金もある程度下りやしないか、今までは薄く広く共済金を拂つておつたのを、厚く狭くすることによつて、農家の掛金もある程度減りはしないかといふふうに考へたのであります。もつともこの点は、補償の限度を災害の二割程度以上にするかどうかといふような点を相からみまして、必ずしも的確には申し上げられませんが、今までの若干の事例的な調査によりまして、掛金はある程度下るのではないかといふふうに考へられますので、この掛金の負担を少し合理的にしたいといふのが第二のねらいであります。

第三点は、農家単位でやつてみた方がいゝのではないかといふ根拠であり、いろ／＼問題が出て来まして、その問題に

いろ／＼対処する方法がありますならば、将来はこれに移るといふふうに考へておるのであります。

○井上(良)委員 次にこの基金を三十億と限定をした根拠は一体どういふところにありますか。

それからこれはすでに他の委員からも質問があつたと存じますが、強制保険の建前から申しますと、当然全額政府負担とすべきものを、どういふわけで十五億を農家負担にしたかといふ点です。たとへていいますと、確かにこれは開拓者資金通法という法律がございまして、開拓者にもそれ／＼一定の資金のわくを設けて金融の道を講じておるのであります。これと性質は違ひますけれども、やはり保険の支拂いを迅速ならしめ、保険に對しての信用を高めるといふ必要から、ここに基金をもつて運営をうまくやろうといふので、この基金法が設定せられるのであります。これは一つの基金でございますから、赤字を補填するとか、または損害補償の補助金を出すとかいふような性質のものではないのであります。全額政府が持つて一向さしつかえないにもかかわらず、どういふ理由でこの十五億を農民の負担にさせたかといふ点について御説明を願ひたい。

それから第三番目は、すでにこの連合会関係で二十八億からの赤字が出てゐるといふ話であります。この赤字は、政府の方では一体どう処理されるつもりか。これは連合会の赤字であるから、政府は何らこれについては救済の道は考へないといふのか、それとも救済の道を講ずるといふのか、そういう点について一応伺つておきたい。以上三点について伺ひます。

○小倉政府委員 この基金を三十億にした理由であります。これは、農業災害の最近の事情を見ますと、少い額であります。この基金の性質上、もともとこ数年間の不足分が、一体どの程度最悪の場合には出るかというのを当然基礎にすべきでございますが、料率の改訂が、水稻においては五年、家畜は四年ということになっておりますので、そういう新率改訂の期間をとりまして、最悪の事態にはどの程度の不足金が出るかということを概算してみますと、ほぼ六十億近くに相なるのであります。従いまして料率の改訂にらみ合せて考えますと、少くとも六十億の基金がなければ、ここ四、五年の事態に対処できないということに相なるのであります。しかしながら、これはいわば最悪の事態を假想したにすぎないのであります。最悪の事態の假想のもとに六十億の資金を凝らすことはとるべきことではございません。さしあたりのこの一年の場合をとつてみると、これが大体十八億程度になりはしないかと思ひます。そういたしますと、十八億程度ということになります。これは、これは三十億の基金といたしまして、十五億は政府が負担し、あと残りの十五億は農家が数箇年にわたつて分納するという事で、さしあたりの問題としては十七、八億は集まると思ひますので、それで対処する、こういうことで三十億ができております。従つてこれは恒久的ないし数年間これで大丈夫ということを意味しておるのではないのであります。

○小倉政府委員 体は国庫で持つべきだという御意見も生じ得ると思ひますが、私どもの考え方は、この補償制度は、国と農家とのいわば共同でやつてゐる共同事業である。その点は掛金の負担においてもほぼ半分ずつ農家が負担するということにも現れております。あるいはまた超異常の際には国が全部責任を持つてやるというようなことにも相なつておるのであります。そういう点からいまして基金の資本金につきましても、国と農家が半々ずつ出すというのが、この制度の本旨に合つてゐるのではないかという考え方から、農家の方も十五億を出資していただくということにいたしましたのであります。

それから現在の連台会の不足金が二十八億でございますが、お尋ねの趣旨は、おそらくこの二十八億に限らず、今後あるいは出得る不足金の処理についてどうするかということも、御質問の趣旨に入つておるのじやないかと思ひます。この二十八億の処理は、いわば国というものは別の連台会の不足金であるから、国はまつたく関係のないことであるということ、放任するという性質のものではないのであります。国と連台会側とがその二十八億その他の不足金の出で来ました原因を追究して、最終的な処理をするべき問題であると思つてあります。しかしながらこの作物保険といつたような、いわば非常な長期的にバランスを見るべき企業あるいは事業として見ますならば、この不足金の処理は、必ずしも出たからすぐどうするといふ問題ではなく、もつと長期的に考えて処理すればいい問題ではないか。さしあたりといたしましては、たとえば基金といつ

たような制度を利用して、この不足金は絶えず基金から融資をする。帳簿の上ではもちろん連台会の不足金ということになつておりますが、そのために共済金の支拂いに不円滑を来すといつたような事態が生じないような制度を講じておけばいいのではないか、かような考え方をいたしておるのであります。

○連台委員長代理 本日はこの程度にいたしました散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五分散会